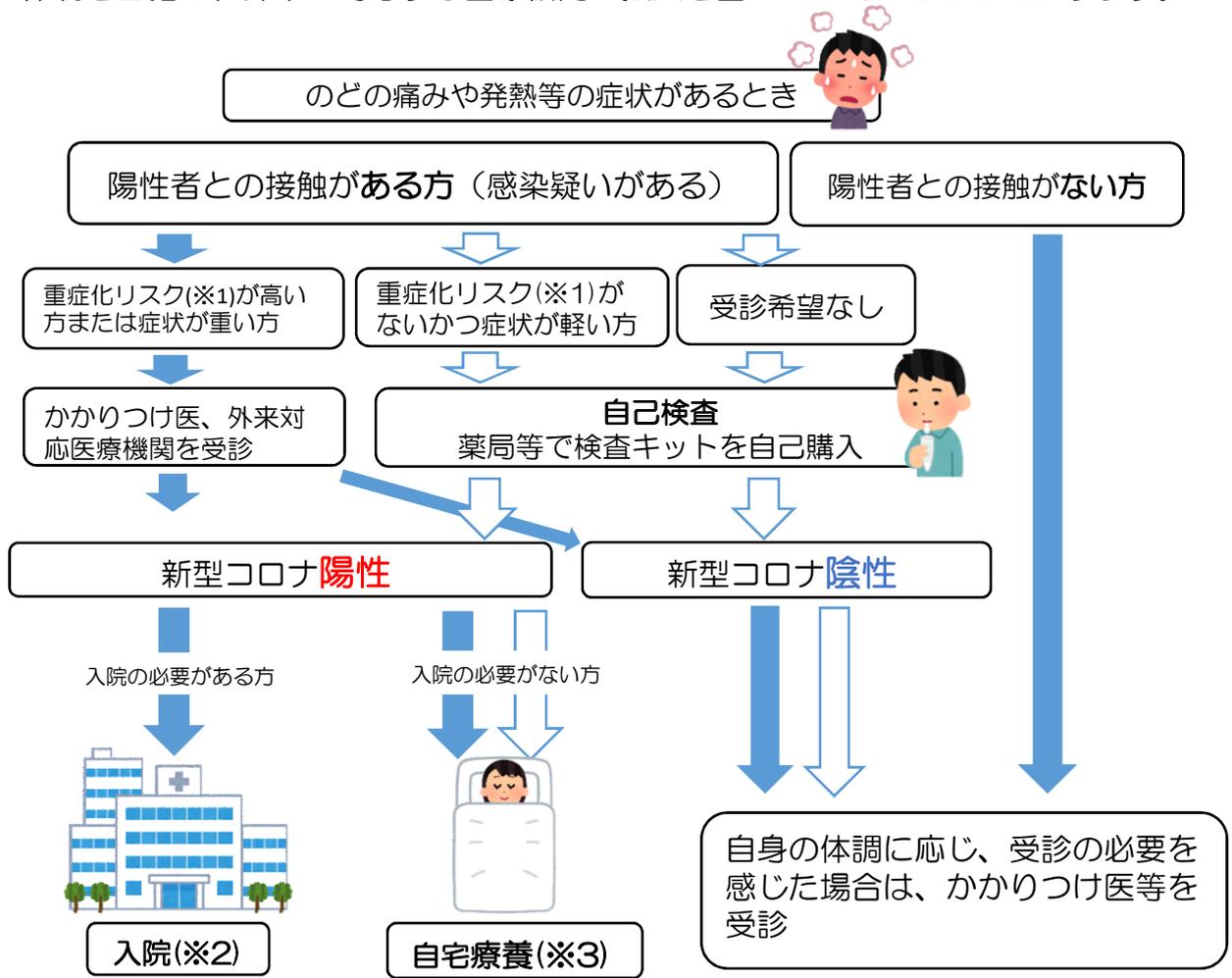


新型コロナウイルス感染症に関する 平川市からのお知らせ

1 5類感染症への移行に伴う医療機関の受診について

5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更となる予定です。

これに伴い、青森県では全病院で新型コロナウイルス感染症患者に対応できる体制を目指し、外来に対応する医療機関の拡大を図っていくこととしております。



※1 65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦の方。
※2 入院医療費は自己負担(新型コロナ治療薬の費用は公費支援)となります。
※3 ・体調悪化時は県コールセンター（0570-065-965）へ電話してください。
・外来医療費は自己負担(新型コロナ治療薬の費用は公費支援)となります。

【問合せ先】 新型コロナウイルス感染症対策室（内線1515）

2 5類感染症への移行に伴う対応について

(1) 検査体制、陽性患者に対する療養支援について

青森県臨時Webキット検査センター、青森県自宅療養者サポートセンター、宿泊療養施設につきましては5月7日をもって終了となりますのでご留意ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する全般的な問い合わせ先について

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症に関する全般的な問い合わせ（外来受診可能な医療機関先や一般的な相談）については、「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」で24時間受付することとなります。

青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談 ☎ 0570 - 065 - 965

(3) 国が推奨する療養期間の考え方について

国では、発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意が必要であることから、「発症後5日を経過」し、かつ、「症状軽快から24時間経過」するまでの間は外出を控えることを推奨しています。

	発症日	発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後 1～4 日目に 軽快	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15
	発症日	症状 軽快	→			軽快後 24時間 経過	療養 解除	—
発症後 5日目に 軽快	発症日	→			症状 軽快	軽快後 24時間 経過	療養 解除	

※発症日の翌日から10日間経過後までは、ウイルスの排出が見込まれることから、不織布マスクの着用や、高齢者等との接触を控える等、周りの方へ感染させない配慮をお願いします。

【新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせはこちらまで】

青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談 ☎ 0570 - 065 - 965

【問合せ先】新型コロナウイルス感染症対策室
代表：0172-44-1111（内線1515）